

報告事項才

鳥取県立むきばんだ史跡公園の指定管理者募集要項（案）の概要について

鳥取県立むきばんだ史跡公園の指定管理者募集要項（案）について、別紙のとおり報告
します。

平成30年6月7日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

鳥取県立むきばんだ史跡公園の指定管理者募集要項（案）の概要について

平成30年6月7日
文化財課

平成31年度から鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。なお、募集要項は、鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 史跡公園の施設設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理、除草等）
 - イ 史跡公園の管理運営の補助に関する業務（来園者の受付・案内、使用料の徴収等）
 - ウ 史跡公園の受入事業・主催事業実施に関する補助業務
 - エ その他史跡公園の管理運営に必要な業務（利用者へのサービス提供など）
- ※ 妻木晩田遺跡の発掘調査、保存整備及び遺跡を活用するための行事、体験事業等の企画・実施等の業務については、引き続き県が実施

(2) 管理の基準（基本的事項）

ア 基本方針

体験型の教育施設として、質の高い弥生体験活動と古代歴史教育を組織的に提供する教育機関であることを十分に認識し、体験活動及び古代歴史教育の推進に積極的に協力するとともに、幅広い年齢層のニーズに応えられる公園施設、観光施設としての機能も備えるため、県が行う業務に積極的に協力すること。

また、利用者等が安全かつ快適に施設を利用できるよう、施設の機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うこと。

イ 利用時間、利用休止日等

- ・利用時間は9時から17時まで（教育委員会があらかじめ指定する日にあつては、9時から19時まで）
- ・利用を休止する日は毎月第4月曜日（その日が休日の場合は、その直後の休日でない日）及び12月29日から1月3日まで
- ・利用料金は無料

ウ 施設の利用の許可は、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例に基づいて事務手続きを行う。

(3) その他、管理上の条件等

ア 史跡公園の行う受入事業・主催事業の実施にあたっては、所長等と綿密に連携を取り補助すること。

- ・受入事業 学校等団体が弥生体験活動等を行うため、又は古代歴史を学習するため、目的・研修計画を持って史跡公園を利用すること
- ・主催事業 史跡公園が自ら、又は史跡公園と自治体が主となり組織する団体が企画し、利用者等に弥生体験活動等を行わせること

イ 次の者を配置すること。

- (ア) 委託業務を総合的に把握し、調整する業務責任者
- (イ) 受付、使用料の収受・管理等を行う者
- (ウ) 所内設備の運用・保守及び安全管理のため、必要な資格（甲種防火管理者）を有する者
- (エ) 遺跡及び植生等の維持管理作業にかかる一定の知識及び技術を有する者

ウ 委託業務の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めること。

エ 障がい者、高齢者の就労機会の確保・拡大を図るため、以下の事項に留意すること。

- (ア) 障がい者及び高齢者の直接雇用に努めること。
- (イ) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達に努めること。

2 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額272,858千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

- 〔H31：54,174千円、H32～35：54,671千円/年〕
- ※ 平成31年10月以降の消費税引き上げ見込みを考慮

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで [5年間]

4 応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

5 スケジュール（案）

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 募集の開始 | 平成30年 6月中旬 |
| (2) 募集の締切 | 平成30年 7月下旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 平成30年 8月上旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成30年 8月上旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成30年10月下旬（議会の議決を経て行う。） |

6 選定方法等

- (1) 選定方法
学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理者候補を選定。
- (2) 審査委員会委員
学識経験者（大学准教授）、税理士、当該施設の有識者2名、教育委員会次長 [計5名]
- (3) 選定基準（※指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例）

選定基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであり、かつ施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第1号及び第2号)	<input type="checkbox"/> 管理運営の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を理解しているか ・指定管理者を希望する理由は適切か ・管理運営の方針は適切か <input type="checkbox"/> 施設管理 <ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の維持管理・衛生管理は適切か ・外部委託の考え方は適切か <input type="checkbox"/> 事故・事件の防止措置と緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 ・緊急時の体制・対応は適切か ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 <input type="checkbox"/> 個人情報保護等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護への対応は十分か <input type="checkbox"/> 利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か <input type="checkbox"/> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの向上策は適切か ・利用促進に向けた取組みは適切か
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<input type="checkbox"/> 収入の見積もり、考え方は適切か <input type="checkbox"/> 支出計画の見通しは適切か <input type="checkbox"/> 県の委託料額の多寡
委託業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<input type="checkbox"/> 法人等の財政基盤、経営基盤は安定しているか <input type="checkbox"/> 組織及び職員の配置等 <input type="checkbox"/> 現在の施設従業者の継続雇用に配慮されているか <input type="checkbox"/> 関係法令に係る監督行政機関からの指導等を受けていないか <input type="checkbox"/> 法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を雇用しているか ・男女共同参画推進企業であるか ・ISO14001、TEAS I種又はII種認証登録事業者であるか ・アイサポート企業に認定されているか ・家庭教育推進協力企業として協定を締結しているか
教育委員会が行う事業に積極的に協力するものであること (指定手続条例第5条第4号)	<input type="checkbox"/> 所内との連携についての方法 <input type="checkbox"/> 受入事業・主催事業の実施についての協力
その他 (指定手続条例第5条第4号)	<input type="checkbox"/> ネーミングライツに係る提案はあるか